

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第1章 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 G列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt + Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「改善を要する点」に対する発展計画			
				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述		
(1) 法学部の理念・目的は適切に設定されているか							
a	◎学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ◎高等教育機関として大学が追及すべき目的を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 【約500字】	法学部では、学則別表9に「人材養成その他の教育研究上の目的」を定めるとともに、2014年作成の「2015年度教育・研究に関する年度計画書」【1-2-1 19頁】において、「権利自由・独立自治」という建学の精神に則り、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を基本理念・目的として掲げている。これら基本理念・目的はグローバル化の進展する現代社会の求めに応じた幅広い教養と専門的知識並びにその応用能力の育成を目指すものであり、学校教育法に照らして適切といえる。					1-2-1 2015年度教育・研究に関する年度計画書
b	●当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 【約100字】	法学部の将来的な方向については、グローバル化に対応した学部教育の拡充が「教育・研究に関する年度計画書」に掲げられており、国際交流・留学支援については「法学部執行部会」が対応している。しかし、法学教育は国内法の教授に重点が置かれるため、グローバル化への対応が遅れている。					
(2) 法学部の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか							
a	◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。 【約150字】	理念・目的等について、学生には法学部便覧【1-2-2 2～3, 11～13頁】、1年次必修の演習科目「法律リテラシー」に設置した演習科目、Oh-o!Meijiシステムによるニュース配信等によって周知を図っている。教職員に対しては先の媒体のほか各種委員会、シラバスの執筆依頼、専門科目担当者懇談会【1-2-3】、教科書会議【1-2-4】を開催し理念の共有を図っている。受験生等に対しては大学ガイド【1-2-5 37頁】、学部ガイド【1-2-6 2頁以降】、ホームページ【1-2-7】を通して公表している。	インターネット上のポータルページ等を通して学生および教員にとって学部理念等の共有が可能となっている。ポータルページについてはほぼすべての学生が利用している。		教員によるネットワーク利用率をより高め、学生に対するメッセージの発信を充実させる。		1-2-2 2014年度法学部便覧 1-2-3 2014年度法学部専門科目担当者懇談会開催のご案内 1-2-4 2014年度教科書会議の開催について 1-2-5 2015年度明治大学ガイドブック 1-2-6 2015年度法学部ガイド(抜粋) 1-2-7 法学部ホームページ[人材養成その他の教育研究上の目的] http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/purpose/6t5h7p0000014q2d-att/6t5h7p00000cf48w.pdf
(3) 法学部の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか							
a	●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】	理念・目的の適切性の検証については、毎年度、「教育・研究に関する年度計画書」作成時(6月)に、法学教育を取り巻く社会情勢を勘案しながら「法学部執行部会」が責任主体となって見直しを行い、毎年度、同報告書にまとめており、2014年度は6月26日教授会で承認され決定した【1-2-8】。 よって、法学部の理念・目的は、執行部及び人事計画委員会において適切に検証が行われている。また、学則別表における「人材養成その他の教育研究上の目的」を変更する際には、教授会審議を経て、全学の教務部委員会、学部長会、理事会の審議承認を経て改正することとなっている。	法学部自己・点検評価委員会において、「理念・目的」を担当している委員が、前年度の年度計画書や自己点検評価報告書を検証し、これらの計画書を作成することにより、問題点があれば修正・提案できる体制を整えることができた。				1-2-8 法学部教授会議事録(2014年6月26日)協議事項13

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第3章 教員・教員組織

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 法学部として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか							
a	<p>●<教員像と教員組織の編制方針> 専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求められる教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約400字】</p>	<p>本学部において求める教員像は、本学部のミッションに適った人材育成を達成しうる者である。すなわち、人材育成や研究遂行に必要な学識、教育研究業績、社会的活動実績等を備えていることが条件となる。</p> <p>法学部の教員組織の編制方針は、教育課程の編制・実施方針及び学位授与方針実現のための組織を編制することであり、本学部では「教育・研究に関する年度計画書」【3-2-1:21頁】において、方針として以下の3点を提示し、これらを教授会で承認することで共有している。</p> <p>①年齢構成のアンバランスの解消 ②外国人教員の採用 ③本学部の国際プログラムやカリキュラム強化のための客員・特任教員の活用</p> <p>なお、特任教員として、2010年度にアメリカ人、2011年度にイギリス人を任用し、助教として、2012年度に韓国人研究者を任用し、客員教授として、2013年度にブラジル人およびオーストリア人研究者の任用を行い【3-2-2】【3-2-3】、それぞれ留学や英語で行う授業を担当している。</p>		依然として、専任兼任比率において兼任の比率が高いため、客員教員等の新規任用ができない【3-2-4】、および兼任講師の総時間が前年度を超えることができない【3-2-4】ことから、国際関連の科目やプログラムの運営に支障をきたすため、対応を検討しなければならない。		<p>法学部教員の専任兼任比率において兼任の比率が高いため、兼任比率を減らすことを引き続き検討していく。その上で客員・特任教員の活用を推進していく。</p> <p>スーパーグローバル大学創成支援に対して、法学部が今後どのようにかわっていくかを見極め、それを見越した教員採用が必要である。</p>	<p>3-2-1 2015年度教育・研究に関する年度計画報告書 3-2-2 2014年度法学部シラバス（抜粋） 3-2-3 2014年度客員教員任用予定者略歴表（ドメーニグ、二宮） 3-2-4 2014年度第6回法学部教授会（7月17日）参考資料No. 3</p>
b	<p>◎<基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示> 採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 【約150字】</p>	<p>専任教員の任用に関しては、公募を基本とした体制が採られている【3-2-5】。</p> <p>また、専任教員の任用・昇格については、「明治大学教員任用規程」【3-2-6】、「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準について」【3-2-7】、学部で定めた「法学部教員任用に関する内規」【3-2-8】により明確に規定している。</p> <p>教員の昇格に際しても学部内規である法学部研究業績審査基準【3-2-9】により、基準を明文化している。</p> <p>専任教員の任用・昇格にあたっては、人事計画委員会において任用計画及び昇格方針の審議・決定をおこなう。任用・昇格手続きにおいては、専門科目委員会・教養科目委員会の審議・承認を受けた後、付議された案件について教授会審議を経て、承認される【3-2-10】。</p>					<p>3-2-5 明治大学法学部専任教員募集要項（2015年度 国際私法 2014年7月公示） 3-2-6 明治大学教員任用規程 3-2-7 学部長会における教員の任用及び昇格審査基準について 3-2-8 法学部教員任用に関する内規 3-2-9 法学部研究業績審査基準 3-2-10 法学部人事計画委員会記録（2014年6月26日、10月9日及び2015年3月10日開催）</p>
c	<p>◎<組織的な連携体制と責任の所在> 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。 【約300字】</p>	<p>本学部の組織的な教育を実施する上において必要な役割分担と責任の所在については、法学部長が法学部教授会の議長として、学部に関する校務を司り、教養教育の実施については教養科目委員会、専門科目については専門科目委員会が担っている。これら2つの委員会の審議を経た上で、最終的には教授会が本学部の教育研究に関わる責任を負う。学部執行部は、学部長、学科長、教務主任、一般教育主任で構成されている【3-2-11】。</p> <p>学部にとって重要な議案として人事計画やカリキュラム編成、入学試験があるが、人事計画については法学部人事計画委員会を設置している。また、カリキュラム編成と入学試験については、法学部将来計画検討委員会の下にカリキュラム運営専門部会と入試制度検討専門部会を設置しカリキュラム改正や入試制度変更等について審議を行っている。これらはいずれも専門科目教員、教養科目教員、あるいは関連する各科目担当教員を含めた構成員により委員会を設置し連携をとっている【3-2-12】。</p>					<p>3-2-11 法学部執行部組織図 3-2-12 2014年度法学部教員組織に関わる委員会</p>

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第3章 教員・教員組織

(2) 法学部の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

教員の編制方針に沿った教員組織の整備								
a	<p>◎当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること。特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること(設置基準第7条第3項)【約400字】</p>	<p>設置基準上の必要教員数は35名に対し、専任教員数は90名である。必要教授数は18名に対し、専任教授数は59名である。従来から課題となっているが、法科大学院への専任教員の移籍やカリキュラムの変更等によって、主要科目の専任教員数の充実が不可欠である。専任教員一人当たりの学生数について、収容定員ベースでは36.7名であり、学生現員ベースでは41.1名(学生数3,697名)である【3-2-13 表13】。なお、2013年度からは法学部学生の教育環境整備のためにスチューデントレシオの向上を図り、入学定員を900名から100名削減し、800名とする改正を行った。また、スチューデントレシオの目標は、30としている。【3-2-1 21頁】</p> <p>教員組織のバランスについては外国人、女性教員の専任教員の積極的な受入れを「法学部人事計画委員会」において検討しており【3-2-1】、外国人専任教員6名(うち特任教員が2名)女性教員12名が在籍している。【3-2-13 表14】。</p> <p>専任教員の平均年齢は54.1歳である。年齢構成について66～70歳の割合が多い現状があるが、2015年度は31～35歳1名、36～40歳1名、51～55歳1名、56～60歳1名、の任用を行い、年齢構成のバランス適正化を図っている【3-2-13 表10】。また、今後5年間に定年退職者が18名いるため、後任人事において、長期的視野に立った専任教員や人事採用計画が必要である。</p>		<p>2013年度に学生定員を削減したことにより、スチューデントレシオの向上が期待されたが、未だ目標達成には至っていない。</p>		<p>人事計画委員会の下、長期的視野で計画的に人事を行っていく。その際、教員の女性比率や年齢構成のバランス適正化を考慮した人事を行う。</p>	<p>3-2-13 明治大学データ集 表13「専任教員一人あたり学生数推移表」 表14「専任教員における外国人教員、女性教員の状況(学部)」 表10「専任教員年齢構成(学部)」</p>	
b	<p>◎方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。【600～800字】</p>	<p>教員組織の編制実態について、担当授業時間の平均は、資格別で教授11.4時間、准教授11.4時間、講師9.2時間、助教6.0時間となっている【3-2-14 表12】。学部教育の国際化を推進するため、外国人特任教員2名及び国際法担当の日本人特任教員1名を配しており、方針と実態は整合している。</p> <p>法学部開設科目総数に占める専任教員の担当科目の比率(専兼比率)は、38.7%となっている。必修科目の61.1%は専任教員が担当しているが、選択必修科目においては兼任講師による割合が高くなっている【3-2-14 表16】。</p> <p>なお、新しい専門科目の分野(金融取引法、国際取引法等)の専任教員が充足されていない。</p>		<p>法学部として、より良い教育環境を提供するには兼任教員に依存する教育から離脱【3-2-1 21頁】することが必要である。現状では、選択必修科目において、兼任講師の比率が高くなっているため対策が必要である。</p> <p>新しい分野の専門科目の専任教員が足りないことも問題である。</p> <p>専任教員の平均担当授業時間数が多く、研究時間の確保についても考慮しなければならない。</p>		<p>現在、開講されている授業を精査し効率化を図る。</p>	<p>専任教員と兼任教員の比率のアンバランスを解消し、専任比率を高めるため主要科目の変更等を含む新しい分野の専任教員の任用を進める。</p> <p>専任教員の授業担当率を50%以上に高める。</p>	<p>3-2-14 明治大学データ集 表12「専任教員の担当授業時間」 表16「開設授業科目における専兼比率」</p>
教員組織を検証する仕組みの整備								
c	<p>●教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。【600～800字】</p>	<p>教員組織の検証プロセスについては、学部の執行部会議において、毎年度6月に「教育・研究に関する年度計画書」【3-2-1】により、教員・教育組織に関する長中期計画を策定し、教授会において承認している。この計画書策定にあたっては、自己点検・評価結果を参考としながら、法学部執行部会において、教員・教員組織を検証し、その編制方針の見直しを行い、反映させている。</p> <p>また、翌年1月に学長から示される「教員任用計画の基本方針」に従い、法学部執行部会から法学部人事計画委員会に諮問が行われ、同委員会において「学部教員任用計画」を策定し【3-2-10】、教授会において承認を受けている。策定にあたっては、中長期の人事計画や単年度計画の原案を作成するために、学部の将来構想や授業科目と担当教員の的確性を見ながら必要な授業科目の検証を行い、これらと合わせて補充・増員すべき教員の主要科目、資格を検証している。このように適切な検証プロセスを機能させている。</p> <p>2014年度においては、退職となる教員の主要科目である「中国法」、「国語」(2名)繰り延べとなっていた「国際私法」(「国際取引法」からの科目変更)の教員の採用手続きを行った。</p>					<p>3-2-1 2015年度教育・研究に関する年度計画書 3-2-10 法学部人事計画委員会記録(2014年6月26日、10月9日及び2015年3月10日開催)</p>	

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第3章 教員・教員組織

(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか									
a	<p>●<規定に沿った教員人事の実施> 教員の募集・採用・昇格について、基準、 手続を明文化し、その適切性・透明性を担 保するよう、取り組んでいるか。 【400字】</p>	<p>教員の任用に際しては、法学部人事計画委員会の下、任用計画原 案の策定、任用計画書の提出、任用方針の決定がなされる。その 後、大学で定めている諸規程に基づき、学部で定めた「法学部教員 任用に関する内規」【3-2-6】に従い公募による募集を行う【3-2- 5】。審査手続きは、科目委員会の議を経て教授会で審査委員会 の設置を決定する。審査委員は3名であり、異なる科目担当の教員を 配置する、複数回にわたる審査を行う、公開模擬授業を実施する 等、手続きの一層の明確化・透明化・客観化を進めている。科目の 適合性の判定には、研究業績の他、教育や実践についての実績も考 慮している。</p> <p>教員の昇格に際しても学部内規である「法学部研究業績審査基 準」【3-2-9】により、基準を明文化している。教員の昇格審査方 法は、科目委員会の議を経て、教授会において審査委員会を設置 し、審査委員を3名定めて、審査を行うものとしている。研究業 績、教育実績、学内業務経験などを総合的に判定される。審査委員 については、異なる科目担当教員も加わり適切性・透明性を担保し ている。</p> <p>専任教員の任用・昇格にあたっては、法学部人事計画委員会にお いて任用計画及び昇格方針の審議・決定を行う【3-2-10】。任用・ 昇格手続きにおいては、専門科目委員会・教養科目委員会の審議・ 承認を受けた後、付議された案件について教授会審議を行ったうえ で承認している。このように、人事計画に沿った任用・昇格を行っ ており、担当科目に相応しい人事配置がなされている。なお、2014 年度には専任教員4名の任用と3名の昇格を行った。</p>						<p>3-2-8 法学部教員任用 に関する内規 3-2-5 明治大学法学部 専任教員募集要項 3-2-9 法学部研究業績 審査基準 3-2-10 法学部人事計 画委員会記録(2013年5 月30日及び2014年3月6 日開催)</p>	
(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか									
教員の教育研究活動等の評価の実施									
a	<p>●教員の教育研究活動の業績を適切に 評価し、教育・研究活動の活性化に努め ているか。 【400字】</p>	<p>教育・研究活動の活性化に資する業績評価について、賞与査定 の際に、授業評価アンケート等を参考に学部長による総合的評価を 行っている。</p> <p>専門科目担当者によって構成される明治大学法律研究所を組織 し、その機関誌「法律論叢」(年3、4回)および「Meiji Law Journal」(欧文紀要：年1回)を発行している【3-2-14】。また、 掲載された論文は原則として「Meiji Repository」にてインター ネット上で公開している。</p> <p>専門科目担当の若手研究者や在外研究から戻った教員の研究発表 の場として、「法学研究会」を開催【3-2-15】し教育・研究活動の 活性化を図っている。</p> <p>2013年度には、国内外の法に関する学際的・国際的な研究を行 い、学問の発展に寄与することを目指して比較法研究所を設立し、 2014年度には比較法研究所に関する内規の制定、比較法研究所事務 室・会議室をリベティタワー21Fに設置し、客員研究員1名(中国人) を受け入れた。</p> <p>2008年度より、外部業者が提供する法律分野のデータベースを本 学部法律分野担当教員が利用することを可能とし、教育研究体制の 充実を図っている。</p> <p>法学部固有のプロジェクトとしてE L M (法・医・倫理の資料 館)を設立し、2014年7月に仮開館させ、2015年4月1日に本開館し た。</p>			<p>2012年度から懸案事 項である研究業績、教 育業績、社会貢献業績 等も含めた多面的業績 評価体制を構築すると いう課題が依然として 手つかずな状態にあ る。</p>	<p>E L M (医の法と倫 理の資料館)が開館と なるが、今後も管理上 の整備(資料保管の倉 庫不足等)について検 討していく必要があ る。</p>	<p>法学研究会におい て、助手の研究報告を 行えるようにし、研究 会の活性化を図ると 同時に、助手の実績を 残せるようにしてい きたい。</p>	<p>教員評価基準とし て、研究業績に特化す ることなく、その他教 育業績、社会貢献業績 等も客観的に評価する 体制づくり取りかかる ため、ワーキンググ ループを立ち上げるな どして、原案を作成す る。その上で、「法学 部教員任用に関する内 規」および「法学部研 究業績審査基準」を改 正し、多面的業績評価 体制を整えていく。 平均担当時間数が多 いので、各教員が担当 授業数を1コマ程度減 らすことができるよう な体制を整える。</p>	<p>3-2-14 法律論叢第87 巻第1号(2014年8月 刊), Meiji Law Journal Vol.22(2015 年3月刊) 3-2-15 2014年度法学 研究会開催通知(第1回 ～第4回)</p>
教員の資質向上のための研修・諸活動(FD)の実施状況とその有効性									
b	<p>●教育研究、その他の諸活動(※)に関 する教員の資質向上を図るための研修等 を恒常的かつ適切に行っているか。 (※)社会貢献、管理業務などを含む『教 員』の資質向上のための活動。『授業』の 改善を意図した取組みについては、「基準 4」(3)教育方法で評価します。 【600～800字】</p>	<p>教員の資質向上を図るための研修等について、海外でのFD講習 会として国際連携事務局がアメリカ合衆国ネブラスカ大学オマハ校 で開催している「Faculty Development Workshop」(2月23日～2月 27日)に法学部教員1名が参加し、英語による授業運営方法、プレ ゼンテーション実習その他の研修を行った【3-2-16】。</p> <p>2014年度においては、法学部将来計画委員会におけるカリキュ ラム運営専門部会において、法学部が開設している科目の「現代法入 門」および「法律リテラシー」等の初年次教育のあり方について、 FDの一環と位置付けて意見交換会を行い、参加者は22名であっ た。【3-2-17】。</p> <p>外国語科目及び総合教養科目の意見交換及び調整については「教 科書会議」【3-2-18】、法律専門科目の意見交換・懇談会につい ては「専門科目懇談会」【3-2-19】を開催している。</p> <p>なお、法学部FD委員会は、名称として残っているが、検討する 内容が具体化されていないため組織化されていない。</p>	<p>初年次教育の在り方 については、今後の総 合的教育改革によるカ リキュラム改変に向け て、課題の情報共有を 踏ることができた。</p>	<p>海外でのFD講習会に 参加を希望する教員が 少ない。また、海外研 修の成果が各教員に反 映されていない。 現状では学部主導の FD活動を実施してい ない。</p>	<p>海外研修等の報告会 を開催し、研修参加者 の情報を教員間で活か す。 既存のFD委員会を 再編し活性化を図る。 年間計画を作成し、可 能な範囲で開始する。 法学部独自の初任者 研修を行う。</p>			<p>3-2-16 大学教員のため の海外研修の募集に ついて(2014年11月20 日国際連携部長) 3-2-17 2014年度第2回 カリキュラム運営専門 部会記録(2014年12月) 3-2-18 教科書会議お よび懇親会の開催につ いて 3-2-19 2014年度法学 部専門科目担当者懇談 会開催のご案内</p>	

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 1.教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか ※「教育目標, DP, CP」の全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。							
a	◎理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定していること。【約800字】	教育目標として学則別表9に「人材養成その他教育研究上の目的」を定め、これを達成するため、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件を明確にした「学位授与方針」【4(1)-2-1】を、目指すべき人材像、具体的到達目標として教授会において定めている【4(1)-2-2】。学部の教育目標で掲げる「現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手」を育成するために、学位授与方針において「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を目指すべき人材像として明記しており、その学習成果として「国際性豊かな批判的精神に富む市民の養成」を明記している。そのうえで学位授与方針において「法的素養並びに国際性豊かな批判的精神、幅広く深い教養、事実を冷静に直視し把握する能力、そしてこれらを統合して自由自在に使いこなすことのできる優れた知的能力の涵養」を目標としている。その達成のための諸要件として、各科目群等から所定の単位数を修得し、必要修得単位数128単位の卒業要件を満たした者に対して「学士(法学)」の学位を授与している。					4(1)-2-1 [学位授与方針] http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/degree/6t5h7p000002k4jj.html [教育課程編成・実施方針] http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/class/6t5h7p000002k3v7.html 4(1)-2-2 法学部教授会議事録(2014年11月20日)議題7
(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか ※「教育目標, DP, CP」の全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。							
a	◎学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。【約600字】	学位授与方針に示した修得すべき成果を達成するため、教育課程の編成理念、教育課程の編成方針を明らかにした「教育課程編成・実施方針」【4(1)-2-1】を、教授会において定めているが、とりわけ必修科目を履修する意義を明確に示すため、記載の一部修正を実施した【4(1)-2-2】。 「教育課程・教育方法の基本的考え方」は、学位授与方針に示された目標に基づいて、総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群、法律必修科目群、自由選択科目群等を体系的な履修および「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「国際関係法コース」「法と情報コース」の5コース制の下で科目の履修を可能にすることである。		2014年度の新入生アンケート【4(1)-2-3】によると、学生のニーズは多様化しており、現行の5コース制が、これらに十分対応できていないため、これについての見直しと、それに対応するアドミッション・ポリシーのおよびディプロマポリシーの見直しを行う必要がある。		2017年度からの新授業時間割(100分授業)の実施、さらにはその先を見据えたカリキュラム改善について、とくに初年次教育のさらなる充実・基礎力を確固とし、カリキュラム運営専門部会での審議を通じて法学部の将来を見据えた改善のための道筋と具体的な改善策を探求する。	4(1)-2-1 学位授与方針, 教育課程編成・実施方針 4(1)-2-2 法学部教授会議事録(2014年11月20日)議題7 4(1)-2-3 2014年度法学部新入生アンケート集計結果
b	●学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。【約200字】	学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関については、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という学位授与方針を現代社会で実現するため、教育課程の編成・実施方針ではバランスのとれた多様な科目展開をその骨子として示している。そして、教育課程の編成・実施方針で示された科目を5コースへ振り分け、学位授与方針の具体化を図っている。					
(3)教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が, 大学構成員(教職員及び学生等)に周知され, 社会に公表されているか							
a	◎公的な刊行物, ホームページ等によって, 教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。【約150字】	教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は, 学部長メッセージとカリキュラムの特長として記述されており, 学部ガイド【4(1)-2-4 1~4頁】によって社会へ公表されている。また, 法学部便覧【4(1)-2-5 1~3頁, 12~13頁】にも明記されており, 教職員及び学生などの大学構成員に周知されている。					4(1)-2-4 2015年度各学部ガイド※2014年6月発行1~4頁 4(1)-2-5 2014年度法学部便覧1~3頁, 12~13頁
(4)教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか							

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 1.教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

a	<p>●教育目標, 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり, 責任主体・組織, 権限, 手続を明確にしているか。また, その検証プロセスを適切に機能させ, 改善につなげているか。【約400字】</p>	<p>カリキュラム運営専門部会は, 教授会の下に設置された法学部将来計画検討委員会の一部会であり, 教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に合致したカリキュラムの検討を継続的に行っている。また, 同専門部会の下に, 必要に応じて「専門科目に関するワーキンググループ」等の専門的な検討組織を設け, 科目別の問題点を検討し, 専門部会に報告している。専門部会に報告された答申は, 将来計画検討委員会に付議された後, 執行部会審議を経て教授会において審議が行われる。さらに, 理念及び学位授与方針の実質化を図るため, 「法学部人事計画委員会」では教員採用人事における主要科目の検討を通して理念の検証を継続的に行っている。</p>	<p>執行部と各種委員会による検証体制を整え, 適切なプロセスによって行なっている。</p>		<p>全学的に進められている「総合的教育改革」実施に向け, 学位授与方針, 教育課程編成・実施方針を踏まえた検討を行う。</p>			
---	---	--	--	--	--	--	--	--

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 2.教育課程・教育内容

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
<p>(1)教育課程の編成方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか</p>							
<p>必要な授業科目の開設状況</p>							
a	◎CPIに基づき、必要な授業科目を開設していること。 【600字～800字程度】	法学部は、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を実現するために、教育課程編成・実施方針に基づいて「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「国際関係法コース」「法と情報コース」の5コース制を採用し、授業科目を設置し、体系的に編成している【4(2)-2-1】。 2013年度以降の法学部入学生の卒業に必要な単位数は128単位である。2013年度入学生からカリキュラムの変更を行い、卒業に必要な単位数は変更ないが、これらの科目のうち、法律必修科目群24単位、演習科目群9単位、日本語科目群4単位、保健体育科目群2単位の計39単位を必修科目とし、コース科目群44単位、演習科目群2単位、総合教養科目群12単位、外国語科目群(2ヵ国語)16単位の計74単位を選択必修科目として、法学部の教育課程編成・実施方針に照らして学ぶべき科目を、学生の学習目標に応じて適切に選択できるように必修科目及び選択必修科目を指定している。					4(2)-2-1 法学部ホームページ[コース紹介] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/course/
b	◎幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 【200字～400字程度】	総合教養科目は、卒業に必要な単位数128単位中12単位以上を選択必修としている。 専門演習の開講コマ数(2014年5月1日現在)は、3年生(専門演習AⅠ・Ⅱ)84コマ、4年生(専門演習BⅠ・Ⅱ)79コマとなっているが、そのうち、法律科目以外の分野は3年生15コマで117名、4年生12コマで113名が履修している。 学生の多様な関心に応える教養科目として、人文科学・社会科学・自然科学の枠組みにとらわれない総合教養科目「自由講座」及び「総合講座」を開講している。そのうち「自由講座」は2014年度12コマを開講し、西欧美術史、政治哲学、宗教と社会、セクシャリティと精神分析、東南アジア学などをテーマとしている【4(2)-2-2 117～122頁】。 また、3・4年生においても、教養系の科目を専門科目として履修できる。具体的には、国際関係法コースにおいては選択必修として「コース専門文化科目」を、その他のコースにおいては自由選択科目(卒業要件単位に含まれる)として教養教育を補完する形でこれらの科目を履修することができる【4(2)-2-2 16, 22, 27, 55～56, 86～88頁】。		各国の文化科目を教養系の専門科目として位置付けていることを、カリキュラム体系で十分示されておらず、履修動向をみても、学生の理解が進んでいるとは言い難い。		教養系の専門科目や、法律科目以外の分野の「専門演習」について、その関連性やカリキュラム上の位置づけを、とくに3・4年生に対して明確に説明する必要がある。	4(2)-2-2 2014年度法学部シラバス
<p>順次性のある授業科目の体系的配置(履修体系図やコース系統図の明示、科目相関図、4年間の履修モデル、適切な科目区分など)</p>							
c	●教育課程の編成実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。(学生の順次的・体系的な履修への配慮)【約400字】	学生への順次的・体系的な履修への配慮について、順次的履修については、法学部の専門科目を3段階(1年次配当、2年次配当、3・4年次配当)に区分し、学生が基本・基幹科目から展開・応用科目へ段階的に履修できるように配慮している。体系的履修については、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育課程の編成・実施方針に基づき、カリキュラム体系図【4(2)-2-3】を明示し、1年次秋学期(10月)に実施するコース制ガイダンスにおいて、学生に各コースの教育内容を理解させている。 1年次春学期配当の必修科目「法律リテラシー」を少人数教育で行い、法律学の学び方、法律学の基本及び研究報告の形式、論文・レポートの作成方法、文献の引用など、大学での研究に必要な技法を徹底することにより法学部の学問への理解を深め、2年次からのコース制選択に至る科目の体系的修得につなげている。 教育課程の編成・実施方針に掲げる「人間性・国際性」の涵養のため、基礎法科目(法哲学、法思想史、法史学など)及び外国法科目(アメリカ法、フランス法、中国法など)を法律学の専門科目と並行して学ぶべき選択必修科目としている。特に「国際関係法コース」ではコース専門文化科目(ヨーロッパ文化、アジア文化、中南米文化、日本文化など)を選択必修科目としている。		学生が、本人の希望進路よりも、単位修得のより容易なコースを選んで、コース選択をする傾向がみられる。		コース制ガイダンスや1年次配当の授業科目において、学生の進路に応じた科目の学修の重要性を、学生に一層周知する。 各コースの必修科目、選択必修科目の適正な配置を検討する。	4(2)-2-3 法学部ホームページ[カリキュラム体系図] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/curriculum/

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 2.教育課程・教育内容

教育課程の適切性の検証プロセスの明確化とその有効性							
<p>d ●教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。【約400字】</p>	<p>教育課程の検証プロセスについては、法学部長を委員長とする「法学部将来構想検討委員会」のもとに設置される「カリキュラム運営専門部会」において行っている。 学生および父母から、コース必修科目および選択必修科目を、配当年次に希望どおり履修できることへの要望が多くあったため、学生が、各自の学習目標および進路に応じて順次的に科目履修ができるように、履修制限および履修抽選の方式について再検討を行い、2015年度春学期から新たな方式を適用することを決定した【4(2)-2-4】。あわせて、各授業科目ごとの成績評価の偏りが学生の履修科目選択に影響を及ぼすことを防ぐために、各科目の「S」「A」評価の割合を履修者数の30%程度とする基準を新たに定め、2014年度秋学期から適用し【4(2)-2-4】、その結果を執行部会で検証したうえ、教授会に報告した【4(2)-2-5】 春期・夏期に短期留学科目を履修する学生から、履修上限単位との関係で事前・事後学習科目が履修できない点への改善の要望が多くあったため、Legal Studies Abroad A-E（春季・夏季休暇中に実施する短期留学の単位認定科目）を各年次の履修上限単位外とし、2015年度春学期から適用している。【4(2)-2-6】 2017年度から全学的に導入される100分授業・6校時制への対応のため、法学部カリキュラムの全般的な再検討を開始した。【4(2)-2-7】</p>	<p>教育課程の長・中期的な検証を、カリキュラム運営専門部会において行っているほか、とくに履修制限および履修抽選方式については、父母会において、父母から直接問い合わせを受けることも多く、その要望をカリキュラム運営専門部会を中心に検討し、その内容をカリキュラムの運営に反映させることができています。</p>		<p>カリキュラムの運営に関わる学生および父母からの指摘・要望を、法学部執行部およびカリキュラム運営専門部会が确实かつ適切に集約する方法を検討する。</p>			<p>4(2)-2-4 カリキュラム運営専門部会記録 2014-01(2014年6月19日) 4(2)-2-5 成績分布(2014年度秋学期)(2015年4月30日教授会参考資料8) 4(2)-2-6 カリキュラム運営専門部会記録 2014-02(2014年12月11日) 4(2)-2-7 カリキュラム運営専門部会記録 2015-01(2015年5月19日)</p>
(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか							
教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容(何を教えているのか)							
<p>a ◎何を教えているのか。どのように教育目標の実現を図っているのか。【1200字程度】 ※教育の内容そのものですので、しっかりと説明願います。</p>	<p>法学部では、学生の学習目標及び進路に応じて科目を選択させるために、5コース制を採用している。各コースとも、法律必修科目群として設置する憲法(人権)、憲法(統治)、民法(総則)、民法(債権総論)、刑法(総論)及び刑法(各論)の履修を前提として、各コース(進路)別の専門科目(コース科目群科目)を履修するものとしている。 「法曹コース」は、法科大学院に進学して法曹(弁護士・裁判官・検察官)や法律専門職を目指す学生を対象に、民法(契約)や会社法など、法科大学院進学にあたって法学部で既修しなければならない科目を必修科目に配置している。このコースでは、論文作成能力や高度な論理的思考力の涵養のために、司法演習、民法特講、刑法特講を設置している。「公共法務コース」では、公務員を目指す学生を対象に、行政法を必修科目とし、地方自治・公務員法、租税法、犯罪学、教育法などをコース科目に配置している。「ビジネスローコース」では、企業等で将来活躍する学生を対象に、民法(物権)、民法(損害賠償)、会社法などを必修科目とし、Business Law in English、銀行取引法、不動産法、登記・供託法などをコース科目に配置している。「国際関係法コース」では、国際機関や外資企業で将来活躍する学生を対象に、国際法又は国際私法を必修科目とし、国際組織法、国際人権法、国際取引法などの専門法律科目、国際関係論、国際政治史及び外交史などの文化科目、法律英語及び法律外書講読の法律外国語科目をコース科目に配置している。 「法と情報コース」では、情報技術分野において将来活躍する学生を対象に、情報技術分野の法に関する科目(情報法、法情報学、サイバー法など)と、情報技術関連科目(情報通信技術、デジタルコンテンツ、ICTベーシック等)を配置している。 全てのコースにおいて、1年次に法律学の学び方を学ぶ「法律リテラシー」を必修科目にし、レポートの作成方法やディスカッション・プレゼンテーションの技法を学ぶ「教養基礎演習」又は「プロゼミ」を選択必修科目としている。さらに3年次及び4年次に「専門演習(各4単位)」を必修科目として、少人数教育の機会を確保している。 また、教育課程の編成・実施方針に掲げる「人間性・国際性」の涵養のため、留学関係科目群及び国際教育プログラム科目群では、法律・文化・政治・経済・異文化理解について英語で学ぶ科目を提供して、英語でのコミュニケーション能力及び異文化理解力の向上を図っている。</p>		<p>各コースにおいて科目選択の余地が広いことを、応用的・先端的な科目を履修することができる制度になっており、実際に学生の成績通知表や個人別時間割表等を見ても、そのような履修傾向が見受けられる。</p>		<p>各科目について、当該科目の学修の前提としてあらかじめ履修すべき科目をシラバスに明示することを検討する。</p>	<p>各コースにおいて、設置科目の精選化および履修モデルの提示を検討する。</p>	

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 2.教育課程・教育内容

特色ある教育プログラムの内容とその効果(当該学部等固有のプログラムやGP探択事業など)							
<p>b ●特色、長所となるものを簡潔に記述してください。 【200字～400字程度】</p>	<p>法学部の特色あるプログラムとして、大学院法学研究科と連携して、法学部4年次に在籍し、法学研究科が定める資格を有する者が、法学研究科博士前期課程設置科目を16単位まで履修することを認めている。修得した単位は、大学院進学後に大学院の修得単位として認定している【4(2)-2-7, 17頁】。 また、大学院及び専門職大学院への進学のため、法学部を3年早期卒業できる制度を設けている【4(2)-2-8】。2014年度は5名がこの制度で卒業し、本学法学研究科、法科大学院などへ進学している。</p>	<p>早期卒業および大学院法学研究科博士前期課程設置科目の先取り履修制度は、法学部生の大学院進学の一助となる制度として定着している。</p>		<p>法学部に在籍する学生が、本学法科大学院設置科目を履修することを認める制度の導入を検討する。</p>			<p>4(2)-2-7 2014年度法学部便覧, 17頁 4(2)-2-8 法学部ホームページ[3年早期卒業] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/govern_special/earlygrad.html</p>
学部間等における国際的な教育交流の内容とその効果(学部間協定, 短期海外交流など)							
<p>●特色、長所となるものを簡潔に記述してください。 【200字～400字程度】</p>	<p>法学部独自の国際的な教育交流として、海外での短期法学研修及び超短期留学生受入れプログラムがある。 海外での短期法学研修は、ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ、デ・ラ・サール大学及びハワイ大学において実施している。2014年度はそれぞれ35名、5名、6名が参加した。ケンブリッジ大学およびデ・ラ・サール大学での法学研修に関しては、研修成果をより効果的にするため、事前学習および事後学習を実施している【4(2)-2-9】 【4(2)-2-10】。ケンブリッジ大学およびデ・ラ・サール大学での研修に関しては、研修成果の確認のため、研修修了後に研修報告書を発行するとともに、研修修了者による研修報告を行っている【4(2)-2-11】 【4(2)-2-12】。全ての短期法学研修に関して、修了者には研修成果の評価を踏まえて単位を付与している。研修参加者の経験を、研修報告書および法学部ウェブサイト公表し、在校生に周知することにより研修非参加者とも共有し、短期法学研修参加への誘引としている【4(2)-2-13】 【4(2)-2-14】。 超短期留学生受入れプログラムとしてLaw in Japanプログラムを実施している。2014年度は、フランス、アメリカ、インド、モンゴル、ブラジルなどから21名が参加した。加えて、法学部生3名がプログラム受講生として参加した【4(2)-2-15】。 海外大学との学部間協定に関して、中国・南京師範大学法学院との学部間協力協定及び学生交流覚書【4(2)-2-16】を2014年7月に、ブラジル・サンパウロ大学法学部との教員交流及び学生交流覚書【4(2)-2-17】を2015年3月に、またデ・ラ・サール大学法学部からの受け入れ・派遣プログラムに関する合意文書【4(2)-2-18】を2015年4月に締結した。</p>	<p>短期法学研修の参加者がその後、長期の交換留学や海外の大学院への留学を経験しており、学生が長期留学に挑戦するきっかけや自信を与えている。 Law in Japanプログラムの参加者が、その後本学に交換留学生、客員研究員、客員研究生として在籍しており、継続的な交流につながっている。</p>		<p>短期法学研修の参加者がより積極的に長期の交換留学や海外大学院への留学に参加できるように、長期留学希望者向けの授業科目を開講する。 また、短期法学研修参加者の拡大を旨とし、新規開拓に向けた調査を実施する。</p>			<p>4(2)-2-9 法学部ホームページ[ケンブリッジ大学夏期法学研修事前・事後学習] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/study.html 4(2)-2-10 法学部ホームページ[デ・ラ・サール大学春期法学研修事前・事後学習] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/dlsu/page4.html 4(2)-2-11 法学部ホームページ[2014年度ケンブリッジ大学夏期法学研修 報告書] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/outline.html 4(2)-2-12 法学部ホームページ[2013年度デ・ラ・サール大学春期法学研修報告書] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/dlsu/page3.html 4(2)-2-13 法学部ホームページ[ケンブリッジ大学夏期法学研修・研修の経験を将来へ] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/future.html 4(2)-2-14 法学部ホームページ[デ・ラ・サール大学春期法学研修・参加者の声] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/dlsu/6t5h7p00000hwr5b.html 4(2)-2-15 明治大学広報671号(2014年9月1日)「法学部Law in Japan Programを開講」 https://www.meiji.ac.jp/koho/meidaikouhou/201409/p06_02.html 4(2)-2-16 明治大学法学研究科・法科大学院・法学部と南京師範大学との学部間協定書 4(2)-2-17 明治大学法学部・法学研究科・法科大学院とサンパウロ</p>

									大学との学術交流に関する覚書 4(2)-2-18 Memorandum of Agreement (明治大学とデ・ラ・サール大学との合意文書)
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (3)教育方法

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に 対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
(1)教育方法及び学習方法は適切か							
教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業形態(講義科目, 演習科目, 実験実習科目, 校外学習科目等)との整合性							
a ◎当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。【約800字】	法学部では、1年次に「法律リテラシー」を必修科目として、「教養基礎演習」または「プロゼミA・B」を選択必修科目として配置し、いずれも15～20名程度の少人数で実施することで、法律及び教養科目の学習方法の習得を目指している。そのうち、「法律リテラシー」は通常の1クラスをさらに2分割し、隔週授業【8週授業で1単位付与】で実施している。また、1・2年次配当の日本語科目、外国語科目、保健体育科目は基本的にクラス単位の編成によって双方向授業を実施している。総合教養科目では講義形式をとる授業が多い。1・2年次の法律系科目は講義の形式をとるが、履修者の多い科目では、同一科目を複数コマ提供することで、適正規模による授業運営に努めている。3・4年次には「専門演習A・B」を必修科目として配置し、数名から十数名の演習形式によって、問題発見能力、調査能力、論理能力、プレゼンテーション能力、討議能力など総合的な力を育むよう指導している【4(3)-2-1】。 2014年度は、総合的教育改革の推進並びに法令上必要となる授業時間の確保に向けた新たな授業時間の確保の構築について検討を開始した。					4(3)-2-1 法学部ホームページ[ゼミナール教育] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/govern_special/literacy.html	
b ●教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において適切な教育方法を取っているか。【約400字】	遠隔授業等のメディア授業による単位認定に関して、法学部設置科目の「数理と情報Ⅱ」及び「自由講座(東日本大震災に伴うボランティア実習)」の両科目について、2012年度よりメディア授業を併設している。「数理と情報Ⅱ」については15回の授業すべてをメディア授業で行っている。 初年次教育科目である「法律リテラシー」(1単位)および3・4年次配当の演習科目である「専門演習」(8単位)を必修にしており、少人数教育の機会を確保している。また、選択必修科目となっている「教養基礎演習」においては研究方法(特に文献の扱い方と引用に関する「形式」と剽窃に対するの問題意識を高めることを方針の一つにし、授業内容の統一化を図っている。プロゼミは、問題解決型科目の自立学習を促す科目として重視している。各授業担当者について年間1回はゲスト講師を招く授業を行うことができるようにしている。 また、法学の取り掛かりの入門の科目として設置している「現代法入門」についてのあり方についても再検討を始めた。	少人数教育の演習科目を重視し、「法律リテラシー」や「教養基礎演習」などの科目を通じ、法学教育の早い段階での丁寧なフォローを実施し大学教育に順応する等の効果を上げている。 大人数教育の科目については、履修制限・履修抽選の方式などの具体的な見直しにより、希望する科目が履修できないという状況をやや改善できている。	講義科目が必要単位の大部分を占めるため、自立学習が依然として不足する可能性がある。また、問題解決型の実践型授業を導入するための準備が未だ十分にできていない。「現代法入門」の初年次教育における位置づけ運営方法・内容が曖昧になってきている。	少人数教育の重視は他の科目についても相応の効果を生んでいると考えられることから、語学・演習科目の見直しも視野に入れながら、演習科目充実の姿勢は今後も維持する。 理想的な授業環境の実現と、学生の履修希望への配慮をどう両立させていくかについて、今後も継続して検討していく。	自立学習を促す問題解決型の実践型授業(アクティブ・ラーニング)を増加する。 ゼミ教育については、学生アンケート等【4(3)-2-2】により、その成果を測定しながら、初年次教育を充実させ、問題発見・批評・論理的思考の力を身につけさせるための方策を検討する。 また、前述の短期法学研修終了後に、参加者が自ら意見交換会を実施するなど、自立学習を促す仕組みを作るとともに、こうした場を今後参加を希望する学生に公開することによって、研修参加者の拡大を図ることを検討する。 「現代法入門」のカリキュラム上の位置づけ・運営方法について検討する。	高等教育機関にて展開される学問に対する認識・意識改革を図り、学生に自立的な学習を促す方策を検討する。 語学クラスの適正履修数を30名前後とする。	4-(3)-2-2 2014年度教養基礎演習・プロゼミアンケート集計結果(2014年7月31日開催法学部執行部会議5)
履修科目登録の上限設定、学習指導・履修指導(個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等)の工夫							
c ◎1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置が取られていること。(学部)【約200字】	法学部では、授業内容の段階的履修を円滑に進め、卒業に必要な単位を年次毎に的確に修得していくため授業科目の年次履修制限単位制を実施している。2013年度以降のカリキュラムでは、1年間の履修科目登録の単位数は、1年次46単位、2～4年次49単位を上限として設定している【4(3)-2-3 16頁】。また、2011年度入学者より、2年次進級時に進級判定を行い、履修単位が所定の基準に満たない者を原級(留年)させる制度を導入した【4(3)-2-3 52頁】。					4(3)-2-3 2014年度法学部便覧	

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (3)教育方法

<p>d ●履修指導(ガイダンス等)や学習指導(オフィスアワーなど)の工夫について、また学習状況の実態調査の実施や学習ポートフォリオの活用等による学習実態の把握について工夫しているか。【約200字～400字】</p>	<p>学習指導及び履修指導については、まず、4月上旬に1・2年生を中心にガイダンスを実施している。4月下旬の履修登録時に、主に成績不良者(基準:既修得単位数が2年生は20単位以下、3年生は40単位以下、4年生は80単位以下)に対して面談を含む指導を行っている。 2年生からのコース選択に向け、1年生に対して10月にコース選択のためのガイダンスを実施している【4(3)-2-4】。 各授業における学習状況の把握に関しては、半期ごとの定期試験およびこれに代わるレポート提出を行わせる他、長期欠席者については学部事務室等からの呼び出しを通じて修学指導を行っている。学生の質を確保・検証するための方途として、外国語の各種検定試験や、法学検定試験等、各種検定試験の受験を奨励している【4(3)-2-5】。</p>	<p>1年生秋学期に実施するコース選択のためのコース制ガイダンスの実施、および各種検定試験の奨励が、明確な意思をもってコース選択を行うことにつながっている。このことは、法曹コースにおける法科大学院への進学人数や公共法務コースにおける公務員就職者数に現れており、学生のキャリアパス形成において一定の成果をあげている。【4(3)-2-6】 成績不良者へ面談することにより当該者への意識に変化をもたらし、進級や卒業へと導くことができた。</p>	<p>履修方法等の理解不足による履修ミスを減らすため、オフィスアワー等を実施し、学生に対する履修指導を徹底させる方策が必要である。</p>	<p>初年次ガイダンスだけではなく、2年次以降もガイダンスを実施することにより、履修ミスによる原級者の減少を図るとともに、各自のキャリア形成を考える機会を設ける。 演習やコース選択のミスマッチで悩んでいる学生も少なからずいるため、より効果的な指導方法(面談実施時期、基準など)を継続的に検討する。</p>	<p>4月上旬のガイダンスにおける説明内容が一部重複しているなど、やや煩雑な点もあるため、全体の見直しを行い、わかりやすいものにする。</p>		<p>4(3)-2-4 法学部コース制ガイダンスの実施について 4(3)-2-5 法学部サポートに関する掲示 4(3)-2-6 2014年度卒業生コース別進路一覧表</p>
<p>学生の主体的参加を促す授業方法(学習支援, TAの採用, 授業方法の工夫等)</p>							
<p>e ●学生の主体的な学びを促す教育(授業及び授業時間外の学習)を行っているか。【なし～800字】</p>	<p>2003年に全学に先駆けてTAによる学習支援制度を導入した。2013年度には15名の大学院法学研究科学生をTAに採用し、駿河台、和泉両キャンパスに「TAルーム」を開設して、来訪した学生の必要に応じる形で学生の主体的な学習を支援している。初年次教育科目である「法律リテラシー」等においてTAルームのパンフレットを配布し紹介することにより、利用を促しており、2014年度は春学期・秋学期合計で延べ380名の学生がTAルームを利用した【4(3)-2-7 30～34頁】。</p>	<p>学習支援目的のTA制度は、2013年度は324名、2014年は358名の利用者がおり、年々需要が増加してきており、学生間で定着してきているといえる。</p>	<p>TAルームの利用が定期試験前に偏ってきており、授業内容の理解が不十分な学生に対する継続的・効果的な学習支援がなされていないことから、ティーチング・アシスタントの増員を含むTAルームの一層の支援体制の充実・強化を図ると同時に学生に対する周知にも力を入れる必要がある。</p>	<p>ガイダンス等の機会を用いて学生に対するTAルームの認識と周知を深め学生のより一層の利用率向上をはかる。</p>	<p>TAルームを通じた継続的、効果的な学習支援を充実させるため、授業理解が不十分な学生とより高いレベルを目指す学生の双方に対するアシスタント制度を確立し、TAルームの利用者数を増やす。</p>	<p>TA制度に加え各留学生在が特別なSA戸組み合わせることで、より高いレベルを目指す学生に対して、教員のオフィスアワー(予約制)の設置を検討する。</p>	<p>4(3)-2-7 明治大学法学部学習支援業務2014年度(第12期)業務報告書</p>
<p>(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか</p>							
<p>a ◎授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。【約300字】</p>	<p>全学部統一様式のシラバス作成を全教員に依頼し、半期15週の枠組みにおいて各回の講義内容を個別に記載し、Oh-o!Meijiシステム上でも閲覧可能となっている。 特に2013年度からはシラバスをホームページで公開している。2014年度からは、1年生に対し、シラバスから講義内容以外の重要項目を抜粋した「履修案内」を作成して配布した【4(3)-2-8】。</p>	<p>「履修案内」を配布したことにより質問・問い合わせが減り、新入生の履修に関する混乱が解消された。</p>		<p>成績評価方法・基準等の記載を中心に、より一層の明確化を図る。併せて、シラバス作成時のチェック体制を拡充し、矛盾やバラツキをなくし統一を図る。</p>			<p>4(3)-2-8 2015年度法学部新入生履修案内</p>
<p>b ●シラバスと授業内容・方法は整合しているか(整合性、シラバスの到達目標の達成度の調査、学習実態の把握)。【約400字】</p>	<p>シラバスと授業内容・方法との整合について、毎学期に実施している授業改善アンケートにおいて【4(3)-2-9】、「シラバスに示されていた学習目標、内容と合致していましたか」、「指定された教科書等は授業を理解するうえで適切でしたか」の調査項目を通じて、シラバスの到達目標の達成度を調査している。これらの項目についての学生(法学部)の満足度(最も高い評価をつけた割合)は、2014年度秋学期の調査ではそれぞれ41.3%、31.6%である。同様に、「講義を熱心に受講したと思いますか」の調査項目によって学習実態を把握し、2013年度後期の調査では約60%の学生が熱心に受講したと回答している。</p>						<p>4(3)-2-9 2014年度学生による授業改善のためのアンケート実施報告書(法学部)</p>

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (3)教育方法

c	<p>●単位制の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、また、シラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげているか。【約400字】</p>	<p>シラバスに基づいた授業展開がなされているかについては、カリキュラムの運営に関する事柄でもあることから、法学部内ではカリキュラム運営専門部会において定期的に検証を行っている【4(3)-2-10】。</p> <p>シラバス作成にあたっては、法学部長から各教員に原稿作成依頼文書を発送することにより依頼するとともに、作成にあたっての注意事項を示している。内容に関して確認を行い、不備がある場合については、教務主任と事務担当者が確認を行い、授業内容に関する表記が統一される等適正なシラバスとなるように必要に応じて各教員へメールにて修正指示を行っている。</p>						4(3)-2-10 カリキュラム運営専門部会記録(2014年6月19日及び12月11日)	
(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか									
a	<p>◎授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。(成績基準の明示、授業外に必要な学習内容の明示、ミニマム基準の設定等、(研究科)修士・博士学位請求論文の審査体制)【約400字】</p>	<p>成績評価に関し、GPA制度は客観的な評価基準として用いられつつある。主には、定員制となっている「法曹コース」の3年次進級時の絞り込みや「専門演習」入室試験、3年次早期卒業の申請および卒業可否審査、また日本学生支援機構「海外留学支援制度」奨学金などの各種奨学金の選抜に際して利用されている【4(3)-2-3 50～51頁】。</p> <p>2014年度は、大人数科目の成績評価に客観的な評価基準を設定する検討を始めた。</p>		<p>成績評価は各科目の担当教員の主観的判断に任されているため、各科目間及び同一科目間で評価が異なるようにさらなる評価基準を早急に定める必要がある。GPA制度は法曹コースや演習の選抜に活用しているが、今後、活用方法の検討が必要となっている。</p>		<p>大人数教育および同一科目間における客観的な成績評価基準の設定を検討する専門部会を設置し検討する。</p>	<p>各科目間および同一科目間で用いる客観的な評価基準の設定および科目ごとの評価基準の明確化を検討すると同時に、カリキュラム運営専門部会において、GPA制度の積極的活用の検討をする。また、GPA制度以外の適正な評価方法につき検討をする。</p>	4(3)-2-2 2014年度法学部便覧	
b	<p>◎既修得単位の認定を大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。【約100字】</p>	<p>既修得単位の認定について、学生が自ら留学先を探し学部が留学を認めた認定校や外国の協定校への留学については、本学部設置科目と同一科目の場合、現地での履修時間を勘案して本学部の科目として認定している。また、本学部設置科目と同一科目名でない場合であっても、現地での授業内容や時間数をシラバス等で確認できる場合には、関連する教員の意見を聞いた上で教授会に諮り、学則の規定にしたがい留学関係科目として認定している。半期履修制の全学的な導入により、海外留学関係科目数の認定が増えたことで、効率的に留学先単位を認定できている。2010年度～2013年度にかけて留学した7名(4年次に帰国)中、4名は留年することなく卒業できている【4(3)-2-11】。</p> <p>2014年度は、Legal Studies Abroad科目等を履修上限数から除外することを決定した。【4(3)-2-10 第2回記録】</p> <p>編入学で入学してきた学生(2015年度入試：入学者1名)については、編入前の学部で取得した単位を法学部の科目の内容を確認し、単位を認定を行っている。</p>	<p>Legal Studies Abroad科目等を履修上限から除外したことにより、留学希望者の履修上の制約を解消し、短期留学しやすい状況をつくることのできている。</p>		<p>各地に開設を計画している「サマー・ロースクール」において、年間100人の学生が、短期海外研修の形で学習することを目指す。</p>			4(3)-2-10 カリキュラム運営専門部会記録(2014年12月11日) 4(3)-2-11 留学学生調査(2015年5月26日作成)	
(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善(授業に関わるFD活動)に結びつけているか									
a	<p>◎教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。【約800字】</p>	<p>教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究の機会として、法学部では、慣例的に「講座」(「英語講座」「民法講座」など)と呼ばれる科目担当者グループが非公式ながら実質的な授業改善の取組みを行っている。具体的には、次年度の授業計画作成時に、科目の分担、教科書の選定、授業範囲等の議論を通して、授業改善に踏み込んだ議論を行う他、適宜会議を開催し検討を行っている。そして、カリキュラム編成等へ反映させるべき事項については、カリキュラム運営専門部会に意見を提出している。また、外国語科目及び総合教養科目の複数設置科目については、毎年度末に開催される「教科書会議」において授業担当者間の意見交換及び調整を行っており、2014年度は3月6日に開催した【4(3)-2-12】。法律専門科目の専任及び兼任の授業担当者が意見交換する懇談会も毎年度開催しており、2014年度は3月5日に日程を変更して開催【4(3)-2-13】し、年度初めの授業開始前に同一科目や類似科目の授業内容・進め方の確認や次年度以降の授業計画に役立つ意見や教育上の問題を確認することができた。</p> <p>カリキュラム運営専門部会にて開催される意見交換会をFDの一環と位置づけ、初年次教育のあり方等を検討する場とした。また、初年次教育のさらなる充実・基礎力を確固とするためのカリキュラム設計を目指して検討をしていくこととした。【4(3)-2-10 第2回】</p>						4(3)-2-10 カリキュラム運営専門部会記録(2014年12月11日) 4(3)-2-12 「担当教員懇親会(教科書会議)」の開催について 4(3)-2-13 法学部専門科目担当者懇談会開催のご案内について	

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (3)教育方法

b	<p>●授業アンケートを活用して教育課程や教育内容・方法を改善しているか。【約400字】</p>	<p>全学部共通フォーマットの学生による授業改善アンケートを各教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目について実施している。2014年度秋学期のアンケート実施科目数は217科目となっている。</p>		<p>授業評価アンケートは、すべての科目で実施することが可能であるが、実施率が低く、授業改善に活用するためのデータが蓄積できていない。 授業改善アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている 【4(3)-2-9】</p>		<p>授業改善および各種検証事項を検討するための委員会規定を整備する。</p>	<p>卒業生・既卒生に対する満足度アンケートを実施し、長期的な教育改善方法を発見する。 授業改善アンケートの結果や教員間の情報共有を通じて、効率的・効果的な授業方法および評価方法を確立する。</p>	<p>4(3)-2-9 2014年度学生による授業改善のためのアンケート実施報告書（法学部）</p>
c	<p>●教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。【約400字】</p>	<p>教育内容・方法の改善プロセスとして、個別的な教育内容と教育方法の責任は各教員に委ねられているが、学部としての授業改善責任は学部執行部が負う。教育内容全体の改善については、カリキュラム運営専門部会が主体となって改善を図っている。4(3)-2-10】</p>						<p>4(3)-2-10 カリキュラム運営専門部会記録（2014年12月11日）</p>

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (4) 成果

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか						
a ●課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。 【なし～400字程度】	課程修了時の学習成果の評価指標についてはGPAによって測定している。なお、GPAは、成績評価(S・A・B・C・F・T)に対しGP(グレード・ポイント)が定められており、算出することができるもので、各学年春・秋学期の成績処理時に測定される。GPAは法曹コース選択者が2年次から3年次に進級する際の選抜(定員200名)に利用されるほか、外資系企業への就職、大学院進学、海外留学、各種奨学金の選考等の際に判断指標とされている。また5コース制をとっており、卒業生の進路と各コースの卒業生がどのような企業に就職しているのか、またどのような進学先に進んでいるのかを把握することで卒業生の進路と各コースの教育内容との整合性がとれているかについて学習成果を測定し、評価指標としている。課程修了にあたっての具体的到達目標は学位授与方針に示しており、カリキュラム全体を通じて到達目標の達成に努め、シラバスでは各科目に到達目標を示し、単位付与により、これらの学力の達成度を確認している。					
b ●学位授与にあたって重要な科目(基礎的・専門的知識を総合的に活かして学習の最終成果とする科目、卒業論文や演習科目など)の実施状況。 ●学位授与率、修業年限内卒業率の状況。 ●卒業生の進路実績と教育目標(人材像)の整合性があるか。 ●学習成果の「見える化」(アンケート、ポートフォリオ等)に留意しているか。 【約800字】	<p>学習の成果として学位授与にあたり重視する科目として、2010年度入学生から、3・4年次の「専門演習AⅠ・Ⅱ、BIⅠ・Ⅱ」を必修とし、2014年度は336コマを開講した。専門演習AⅠの単位修得者は895名中892名、99.7%、専門演習AⅡの単位修得者は891名中882名、99%である。2014年度の学位授与率は88.6%、標準修業年限内卒業率は87.5%であった【4(4)-2-1 表30,表41】。卒業生の進路実績は就職者654名、進学者61名である。その内、法科大学院進学者は41名、法学研究科進学者16名、公務員115名、法令遵守が強く求められる金融・保険業は125名である。また、コース別にみると、法曹コースにおける法科大学院への進学者数や公共法務コースにおける公務員就職者数に現れており、学生のキャリアパス形成において一定の成果をあげている【4(4)-2-2】。このような進路の結果は法学部の掲げる教育目標に概ね合致している。</p> <p>学習成果の可視化に留意している事項として、法学部の教員と学生を構成員とする明治大学法学会では、学生からの公募論文によって『法学会誌』【4(4)-2-3】を毎年度公刊している。法学会誌の投稿規定・審査制度を全面的に見直すことにより、問題解決型の実践的自立学習をより一層促す体制を整えた。2014年度の応募論文(提出)は5編、掲載3編であり、これらを掲載した『法学会誌』は法学部学生全員に配布している。また、専門演習等における学生の研究成果について、法学部では成果集の印刷補助を行い、2014年度は7編の成果集を作成した。</p> <p>成績優秀者、難関試験合格等で顕著な成績を修めた者には学部長賞を授与し、卒業時に顕彰している。</p>	5つのコースは、養成すべき人材像に応じて、進路に即した授業科目が配当されているため、公務員試験合格者、民間企業就職者とも相当数に達しており、コース別のカリキュラムが一定の成果を上げている【4(4)-2-4】。	法曹コース所属学生の法科大学院、法学研究科への進学者数が年々減少しており、法曹志望学生のニーズにより応え得るカリキュラムを検討する必要がある。【4(4)-2-4,4(4)-2-5】	年々法曹界への志望者が減少する中、法学部の基本である「法曹コース」の質の高い人材を輩出するためのカリキュラム変更も見据えつつ、卒業生の就職先・進路先が、教育成果をより反映させたものとなるように、現行の5コース制の抜本的見直しと、これに対応するアドミッション・ポリシーおよびディプロマポリシーの見直しを行うことにより、常に時代のニーズに応え得る教育を行っている。	学生のニーズは多様化しているため、現行の5コース制では、これらに十分対応できていないため、抜本的見直しと、これに対応するアドミッション・ポリシーおよびディプロマポリシーの見直しを行う必要がある。 また、法曹を目指す学生に、より専門性の高い教育機会を与えるべく、学部教育の見直しを行うとともに、本学法学研究科および法科大学院とも連携し、学部生であってもこれら大学院の科目を履修できるような制度を整えていくことで、法曹志望学生の勉学に対する熱意に応えていく。	4(4)-2-1 明治大学データ集表30,表41《既出2-3》 4(4)-2-2 2014年度卒業生(9月卒業・早期卒業含む)コース別進路一覧表 4(4)-2-3 法学会誌(VOL-65,2015) 4(4)-2-4 2014年度明治大学就職キャリア支援センター報告書,「就職概況14頁」 4(4)-2-5 2013年度卒業生(9月卒業・早期卒業含む)コース別進路一覧表
c ●学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)を実施しているか。 【約400字～600字】	<p>学生の自己評価については、授業改善アンケートにおいて授業満足度及び知的関心度を問う項目がある。2014年度秋学期の調査結果(法学部)では、「この授業に対する自己採点は何点ですか」の質問に対して、5段階評価(S・A・B・C・F)で「S」及び「A」の回答の合計が64.4%、「この授業で新しい知識や考え方を得ることはできましたか」の質問に対して「かなりできた」「できた」の回答の合計が73.5%と、学生自身の学習に対する評価はおおむね肯定的である【4(4)-2-6】。</p> <p>就職先の評価、卒業生評価については、就職キャリア支援センター主催の「企業と大学との就職懇談会」に学部執行部等が出席し、各企業の人事担当者などから卒業生の評価について聞き取りを行うように努めている。</p> <p>また、学生の志向性を把握するため新入生対象のアンケートを継続的に実施し、2014年度は675名(回答率80%)から回答を得た【4(1)-2-3】。</p>		授業改善アンケートでは、カリキュラム全体に対する評価が把握できない。学生のニーズに応える教育を進めていくには、同アンケートとは違った角度で検討する必要がある。		カリキュラムおよび授業の評価について、履修中のみならず、評価の客観性を高めるため、翌年度以降の成績評価が確定したのちにもう一度同じ科目についてアンケートを行う。さらに、卒業生へのアンケートを実施する。	4(4)-2-6 2014年度秋学期学生による授業改善のためのアンケート集計結果法学部《既出》 4(1)-2-3 2014年度法学部新入生アンケート集計結果《既出》

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (4) 成果

(2) 学位授与(卒業・修了判定)は適切に行われているか								
a	<p>◎卒業・修了の要件を明確にし、履修要項等によってあらかじめ学生に明示していること。</p> <p>◎学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示すること。</p> <p>【約200字】</p>	<p>卒業要件は、学則に定める期間在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、所定の単位を修得することであり、必要修得単位数は128単位である。所定の単位の内訳は、学部便覧【4(4)-2-7 38～39頁】及びシラバス【4(4)-2-8 18～19頁, 23～24頁, 28頁】の「卒業に必要な単位」の部分に記載している。</p> <p>また、卒業要件について理解を深めるためのガイダンスを、新学期に3・4年生を対象として実施し、卒業要件に沿う科目の履修指導を行っている。なお、これらは、法学部ホームページで公開している。【4(4)-2-9】</p>						<p>4(4)-2-7 2014年度法学部便覧《既出》</p> <p>4(4)-2-8 2014年度法学部シラバス《既出》</p> <p>4(4)-2-9 卒業要件ガイダンス資料URL</p> <p>http://www.meiji.ac.jp/hogaku/office_info/6t5h7p00000ejaq1.html</p>
b	<p>●学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。</p> <p>【約600字】</p>	<p>卒業認定にあたっては、法学部事務室において単位修得状況を確認し、単位不足の学生のうち、卒業再試験該当者に対しては再試験を課したうえで、学部教授会の審議事項として、厳正に学生の卒業判定を行っている。また、3年次早期卒業については大学院への進学希望者を対象とした制度で、3年次春学期に申請を行い、法学部3年次早期卒業要件を満たしていることを確認のうえ、教授会で卒業判定を行っている。なお、早期卒業については、各年度のシラバス、学部便覧や3年生履修説明資料に記載しており、3年次春学期授業開始前にガイダンスを行っている。2014年度については、希望者5名中5名の全員が早期卒業した。</p>						

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「改善を要する点」に対する発展計画			
				「効果が上がっている点」に対する 発展計画 G列における伸張項目	(当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	C列の点検項目について、必ず記述してください					Alt+Enterで箇条書きに	
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか(「AP」の全文記述は不要です)							
「求める学生像」と「当該課程に入学するにあたり、習得しておくべき知識等の内容・水準」の明示							
a	<p>◎理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。</p> <p>◎公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。 【約400字】</p>	<p>法学部の入学者の受入方針において、求める学生像として次の5点を定めている。</p> <p>①自律心を持ち、自ら学ぶ意欲のある者 ②社会への興味関心を持ち、広い視野から事象を探求する意欲のある者 ③他者への寛容な精神を持ち、他者との共生を目指すことができる者 ④物事を論理的に考えることができる者 ⑤異文化交流について理解のある者</p> <p>また、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準として、法的素養を身につけるために、高校で基本となる幅広い教科を学習しておく必要性を謳っている。具体的には、複雑な法律用語を理解するための一定の国語力や、高等学校までに学習する全ての範囲をカバーする外国語能力、そして近代市民社会の歴史や社会情勢などを重視した日本史や世界史、政治・経済、地理などの基本的な理解、論理的な思考力としての数学や物理、化学、生物といった理科系の科目の学習を求めている【5-2-2】。</p> <p>なお、2014年度においては、入学者の受入方針について変更の必要がないと判断し、この旨2014年11月20日の教授会にて審議し承認した【5-2-1】。</p> <p>入学者の受入方針の公表について「入学試験要項」【5-2-3 4頁】及び大学ホームページ【5-2-4】において公開し、受験生を含む社会に幅広く公表している。</p>	<p>明治大学ホームページの「法学部入学者の受入方針」へのアクセス件数が、2014年度には2,180件あり、学部の教育理念・目標を知ったうえで志願してきている者が相当数いるといえる。</p> <p>大学入試センター試験利用入試において、3科目方式では数学、理科を利用する受験者の割合が増えている。また、数学、理科が必須となっている4科目、5科目方式の志願者も増えている。以上のことから、多様な能力を持った受験生が志願してきているといえる。</p> <p>【5-2-5】 異文化交流に関しては、ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ夏期法学研修、ハワイ大学およびフィリピンのデ・ラ・サール大学での法学研修に一定数の学生が参加していることや、夏期に法学部が実施しているLaw in Japan Programに参加する学生も少なくない。このように、国際性に裏打ちされたリーガル・マインド育成という理念に沿った学生の受け入れの点で効果が見え始めてきている。</p>	<p>明治大学「入学試験要項」【5-2-2】で「法学部入学者の受入方針」を公表するだけでなく、その受入方針についてどのように受験生により具体的なイメージをもってもらえるか、実効性ある公表の仕方を検討する必要がある。</p>	<p>付属高校との高大連携の一環として行う「高大連携講座」や、一般高校へのいわゆる出張講義の折に「法学部入学者の受入方針」の具体的な内容説明(例えば、法論的思考の関連では理数系科目が得意な者にも法学は取り組みやすいことやケンブリッジ大学夏期法学研修講座・海外留学制度等国際関係の中で学ぶことに興味を有する者の入学を大いに歓迎すること等)を行う。法学部の教育理念・目標を知ったうえで志願してくる者を増やすべく、法学部ホームページの「法学部入学者の受入方針」へのアクセス件数を増やすのみならず、その内容について受験生に具体的なイメージを持ってもらえるような工夫を行う。</p>	<p>『法学部ガイド』といった学部独自の冊子等にも「法学部入学者の受入方針」をより具体的な形で掲載し、志願者に周知する。さらにオープンキャンパスの法学部ガイダンス参加者(2014年度参考：2298名)に対し「法学部入学者の受入方針」の説明を徹底する。ガイダンスにおいては、法学部の入学者の受入方針に見合うような活躍をしている現役学生や卒業生のインタビューを流すことも考えられる。</p>	<p>5-2-1 2014年11月20日法学部教授会記録 5-2-2 法学部入学者の受入方針(アドミッション・ポリシー) 5-2-3 2015年度明治大学入学試験要項(学部一般入試、センター利用入試、全学部統一入試) 5-2-4 大学ホームページ[教育情報の公表アドミッション・ポリシー、入学者数・在学生数、卒業・就職状況等] http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/student/6t5h7p000002fva2.html 5-2-5 教授会配布資料(2015年2月11日資料No.1-1)</p>
障がいのある学生の受け入れ方針と対応							
b	<p>●該当する事項があれば説明する。 【約200字】</p>	<p>受験段階で、志願者提出の「特別措置申請書」に基づき、志願者の障がいレベルや入試実施・入学後の特別措置要望への可能な対応につき法学部執行部で審議・回答し、その可能な対応を理解してもらった上で、なお志願者が受験を希望するのであれば、当該入試の受験を実施し、受け入れている。障がい者受け入れについての全学的なガイドラインがあるわけではないが、学部としては志願があれば柔軟に対応している。</p> <p>視覚障がい者の入学試験の実施にあたっては、事前に点訳業者と綿密な打合せを行うことにより、効率的で迅速な入試運営体制を実現している。</p> <p>視覚障がい者については、過年度に卒業生がいることから、盲学校よりサポート体制が充実しているとの評価を受けている。</p> <p>また、入学前には面談を行い、必要最低限のサポートについて確認を行う。</p>	<p>入試時において、入学センター事務室が入試時の対応や入学後の対応について取りまとめている。学部とうまく連携が取れている。法学部には視覚障がい・聴覚障がいの学生が在籍していたことから、法学部からの働きかけにより2012年5月より全学的に「障がい学生学習支援チーム」を組織することができ【5-2-6】、きめ細やかな体制が整えられた。</p>		<p>全学的な支援体制「障がい学生学習支援チーム」と連携し、法学部のこれまでの経験を活かしつつ、支援体制の一層の拡充を図っていく。5-2-7】</p>		<p>5-2-6 障がい学生学習支援チームホームページ https://www.meiji.ac.jp/learn-s/ssg-s-01index.html 5-2-7 2015年度教育・研究に関する年度計画書30頁</p>

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第5章 学生の受け入れ

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学選抜を行っているか

<p>a ●学生の受け入れ方針と学生募集、入学選抜の実施方法は整合性が取れているか。(公正かつ適切に学生募集及び入学選抜を行っているか、必要な規定、組織、責任体制等の整備しているか)【約400字】</p>	<p>入学者の受入方針に基づき、以下の特長をもたせた入学形態により入学者の選抜を行っている。 一般入試として、①一般選抜入学試験では、国語・外国語・地歴公民の3科目による試験の総合得点順位から判定する。外国語の配点を高くしている。②大学入試センター試験利用入学試験では、受験生に多様な理数系科目の選択を可能にするために、大学入試センター試験3・4・5科目による試験を実施している。総合得点順位から判定する。3科目方式においては国語・外国語の配点を高くしている。③全学部統一入学試験では、3科目による試験を実施し、総合得点順位から判定する。大学入試センター試験利用入試と同様に多様な理数系科目の選択を可能にしている【5-2-3 16～18頁, 44～45頁】。 特別入試として、スポーツ特別入学試験の他に次の特長ある入学形態を設けている。④社会人特別入学試験(マスターズ入学試験)では、勉学意欲旺盛な社会人に対して大学教育の門戸を開き正規の学生として受け入れることにより、生涯教育に帰することを目的としている。小論文と面接による試験を実施している。また、例年募集人員を「若干名」としていたが、2016年度より10名と明確に示すこととした【5-2-7】。⑤海外就学者特別入学試験では、青少年期における海外生活で得た体験、知識などを活用し国際的に有能な人材を育成し、大学の国際性の向上を図ることを目的としている。小論文、プレゼンテーション、面接による試験を実施している。また、例年募集人員を「若干名」としていたが、2016次年度より10名と明確に示すこととした【5-2-8】。⑥外国人留学生入学試験では、外国人の入学希望者に対して、TOEFL®および日本留学試験の受験を当入試の出願要件としつつ、面接による試験を実施している。なお、従来同入試で課していた小論文については、留学生入試の受験生の負担軽減およびそれによる志願者の増加を期して廃止することを決定し、2015年度入試より実施した【5-2-9 9頁】。さらに、志願者に要求されるTOEFL®のスコアを引き下げ、かつ、従来とは異なり要求されるスコアを入試要項に明記することとし【5-2-10】、透明性を確保することにした。これらの他に、推薦入試として⑦推薦入学(指定校制)試験及び⑧付属高等学校推薦入学試験を実施している【5-1-d】。昨年度の自己点検・評価報告書において、中長期的な発展計画の中で指定校の選定基準の見直しが必要であるとしたが、現行の指定校の選定基準に関する内規に対応しうる範囲で、中位校であっても品行方正で学習意欲のある成績上位者を確保しうる学校を新たに選定について検討を重ねた【5-2-11】。また、近年、付属校からの志願者が減少傾向であり、対策として、2013年度から、法学部の教員および明治高校出身の法学部卒業生による高校2年生を対象とした説明会を実施している。</p>	<p>大学入試センター試験利用入試において、高等学校学習指導要領改訂に伴い、理科の利用について「基礎」が付いた科目も試験対象科目としたことにより、理数系の学生がより受験しやすいようにした。その結果、2014年度の同入試と比較して2015年度は志願者が1,013名増加した。</p>	<p>一般入試に関して、まず外国語の試験時間については、他大学の法学部や他学部の入試と比較して相当長いという現状に照らして、試験時間を短縮する方向で、また国語の出題範囲については、受験生の論理的思考力をはかるという観点から、それぞれ引き続き検討が必要である。 社会人特別入学試験(マスターズ入学試験)は受験者数・入学人数ともに少なく見直しの必要性がある。具体的には、同入試の出願資格の要件年齢を引き下げる方向で検討が行われてきたものの、教授会での審議の結果、慎重な検討を求め声があり継続審議となった【5-2-8】ため、引き続き検討する。 また、推薦入試(指定校制)の指定校の選定について、商学部が実施している海外指定校制入試の導入や、サンパウロ大学法学部との協定との関連でブラジル人学校を対象とした独自の指定校入試の導入を視野に入れ、新たな基準・内規を定める必要性がある。</p>	<p>法学部で実施している各入試制度の目的に合った人材を確保できるよう、出願資格・試験科目等を継続的に検討する。</p>	<p>商学部が実施している海外指定校入試、ブラジル人学校を対象とする指定校入試の実施に向けた調査を行うことや、新たな基準・内規を定めるべく、引き続き検討する。</p>	<p>5-2-3 2015年度明治大学入学試験要項(学部一般入試, センター利用入試, 全学部統一入試) 5-2-5 教授会配布資料(2015年2月11日資料No. 1-1) 5-2-8 教授会議事録(2015年2月11日)協議事項6 5-2-9 教授会配布資料(2015年2月11日資料No. 7) 5-2-10 2015年度外国人留学生入学試験要項 5-2-11 教授会議事録(2015年2月19日)協議事項6 5-2-12 2014年度入試制度検討専門部会記録(第2回:2015年2月6日, 第3回:2015年2月23日)</p>
--	---	--	--	--	---	--

(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか

<p>収容定員に対する在籍学生数比率の適切性</p>						
<p>a ◎学部・学科における過去5年の入学定員に対する入学人数比率の平均が1.00である。また、学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である。 ◎学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00である(学士課程)。【約200字】</p>	<p>過去5年間の入学定員に対する入学人数比率の平均は1.07である。 また、2015年度の収容定員は4学年で3,300名、在籍学生数は3,697名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.12である【5-2-13】。</p>	<p>入学定員と入学人数の比率の適切性および収容定員に対する在籍学生数の比率の適切性を確保できている。また入学形態別でも、近年、大学入試センター試験利用入試および全学部統一入学試験での入学人数確保を進めており、各入試形態の比率も適切になっている【5-2-14】。なお、編入学試験(2015年3月実施)については、募集人員若干名のところ志願者が1名、合格者1名となった【5-2-15】。</p>		<p>各入試形態の定員のあり方を継続的に検討する。また一般入試合格者数判断における適切な情報確保に努力する。</p>		<p>5-2-13 明治大学データ集表4 5-2-14 明治大学データ集表3 5-2-15 法学部教授会議事録(2015年3月10日)</p>

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第5章 学生の受け入れ

定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応							
b	◎現状と対応状況 【約200字】	過去5年間の収容定員超過率は1.09倍であり、若干の超過ではあるが授業運営に支障をきたすレベルには達していない。ただし、2015年度入試の結果、新入生の入学定員に対する入学者比率は1.15となった。		入学定員に対する入学者比率の今後の推移に照らして、授業運営に支障をきたさないようこれまで以上の注意が必要である。		各種情報を収集し、受験動向の把握に努める。	
(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか							
a	●学生の受け入れの適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【400字】	<p>法学部の入学者の受け入れ方針の検証については、毎年の入学試験の経験や受験傾向等を踏まえ学部執行部で改訂の必要があるかを検討し、教授会にて審議を行い、決定している。各入試制度については、毎年度募集要項を教授会で承認を受けている。</p> <p>入学者選抜に関する検証については、法学部の「入試制度検討専門部会」で行っており、必要に応じ教授会に諮られ審議される。入試方法、科目、配点のほか、推薦入試や特別入試等各入試の在り方を検討している。2013年度はさらに執行部のもとに「入試制度検討ワーキンググループ」を立ち上げ、入試に関わる諸問題の検討が行われた【5-2-16】。2014年度は、2016年度入学試験に向けて、①一般選抜入学試験「外国語」の試験時間見直し、②一般選抜入学試験「国語」の出題範囲見直し、③外国人留学生入学試験における「出願資格（TOEFL®の必要点数）」の入学試験要項への明記、④社会人特別入学試験における募集人員の変更、⑤社会人特別入学試験における「出願資格」の一部変更、⑥海外就学者特別入学試験における募集人員の変更、⑦学士入学試験における「外国語」の廃止、⑧推薦入学（指定校制）試験の推薦依頼校、等について検討した。</p> <p>各入試の合否判定は、入試ごとに試験委員からの受験者状況・各科目の成績状況等に関する詳細報告がなされた上で、教授会において慎重に審議を行い、合格者を決定している。</p>	入試制度検討ワーキンググループによる検討結果たる報告書が提出され、それに基づき入試制度検討専門部会や教授会での議論が行われ、教員間で問題意識が共有された。2014年度には、入試制度検討専門部会が4回（うち1回はメール審議）開催され、入試の問題点について詳細な検討が行われた【5-2-12】ことにより、各種入学形態における改革につながった。	社会人特別入学試験（マスターズ入学試験）は、受験者数・入学者数ともに少ない。それは、他大学と比較して、法学部出願資格の要件年齢（50歳）が高いことによると思われる。社会人特別入学試験で入学した学生が、卒業して就職するうえで、年齢の面で不利にならないような要件年齢を引き下げるべく、継続的に検討する。			5-2-16 入試制度検討ワーキング・グループ報告書(2014年1月16日付)、2014年1月25日開催教授会参考資料 No. 12 5-2-12 2014年度法学部入試制度検討専門部会記録

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第6章 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する 発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p> <p>C列の点検項目について、必ず記述してください</p>							
(1) 学生支援に関する方針を定め、学生への修学支援は適切に行われているか							
a	<p>●修学支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】</p>	<p>①本学部の修学支援方針は、「法学部教育・研究に関する長・中期計画書」に「学生のニーズに応える教育」と定めている。 ②これは学部内に設置した自己点検・評価委員会、カリキュラム運営専門部会、人事計画委員会等、各種委員会の答申を年度計画に反映した後、教授会にて審議・承認されており、教職員共に共有されている【6-2-1 6-7頁】。 ③この方針は明治大学のホームページにも掲載され、学生に対しても公表されている【6-2-2】。</p>		<p>現在、法学部の修学支援に関する方針は「長・中期計画書」の中に第3章「教育内容・方法・成果」の下、「教育の改善・活性化」のための方針として、ホームページ上は、「教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」の方針として記述されているにすぎない。</p>		<p>修学支援に関する方針を、「長・中期計画書」と明治大学のホームページで、より見やすい大項目として、学生により分かりやすい形で公表すべきである。</p>	<p>6-2-1「2015年度法学部教育・研究に関する長・中期計画書」 6-2-2 明治大学ホームページ[法学部教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)] http://www.meiji.ac.jp/hogaku/policy/01.html</p>
b	<p>●方針に沿って、修学支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ○留年者、休退学者の状況把握と対応 ○障がいのある学生に対する対応 ○外国人留学生に対する対応 ○学生支援の適切性の確認 【約400字～800字程度】</p>	<p>①2011年度入学者から1年次から2年次へ進級するための進級制度【6-2-4】があるが、「原級者」は2013年度34人、2014年度34人というように横ばい状態が続いている。「休学者」は105人から123人、「退学者」は26人から34人へとやや増加している【6-2-3】。 こうした状況については集計結果が、「原級者」に関しては「進級判定資料」として年度末の教授会に、「休学者」「退学者」に関しては毎月「学籍異動」として報告されている。 2013年度からは、カリキュラムの改定により、必修科目である「法律リテラシー」を1年次前期に配置し、「教養基礎演習」と「プロゼミ」を、1・2年次でどちらか選択的に履修しなければならない科目として配置した。これらは高校教育から大学教育への勉学上の橋渡しをすると共に、学生生活を含めた助言をおこなう場として機能しており、初年次における留年および休・退学に対処できる仕組みとなっている【6-2-1 2頁】。 2010年度入学者から3年次・4年次の専門演習(ゼミ)を必修化し、3・4年次においても上記同様のきめ細かな指導ができる態勢をとった【6-2-1 7頁, 6-2-4 38頁】。 全学的な学習支援とは別に、2010年度から一般学生を対象とした学習支援目的の「TA制度」をスタートさせている【6-2-1 6-7頁】。 大学院法学研究科(博士前期課程・博士後期課程)に在籍し、学部学生の学習支援に理解のある院生が、1人週6時間～12時間の範囲で業務に当たっている。 2014年度から、2年次から4年次の学生の中で、「成績不良者」(2年次:20単位以下、3年次:50単位以下、4年次:87単位以下)を事務室でリストアップし、教授会で報告。学生およびその父母に、文書と成績通知表を送付。さらに、1年次進級不可者、2年次:20単位以下、3年次:40単位以下、4年次:80単位以下の全学生に対して、教員(1年次進級不可者はクラス主任/1年次法律リテ</p>	<p>成績不良者への指導について、昨年度も面談対象だった学生には、昨年度の大学生活・学習状況振り返りシートの内容も踏まえ、学習に対する姿勢を再確認するように面談を実施している。また、成績不良者への指導状況は、執行部会、教授会で報告し、情報共有を図っている。 障がい学生学習支援チームが発足したことにより、学部では、履修・授業・定期試験・特別試験・卒業式等について、支援チームと連携を取りながら円滑にサポートを行うことが可能となった。また、全学的な障がい学生学習支援チームが常設されたことで、ノウハウを集約・蓄積することが出来るようになったことから、学部</p>	<p>①成績不良者ばかりでなく、より高いレベルを目指す学生に対する学習支援が足りない。 ②聴覚および視覚に障がいのある学生に対する支援経験の、学部における蓄積が困難である。 ③外国人留学生の教育体制として、独自の学習支援体制があるが十分ではない【6-2-1 6-7, 11頁】。</p>		<p>①より高いレベルを目指す学生に対して、教員のオフィスアワー(予約制)の設置を検討し、自立学習を促進する授業を増やす【6-2-1 7頁】。 ②2013年度中に教務事務室が設立した障がい学生学習支援チームに対し、法学部が培った経験を生かすべく、当事務室と連携し、支援体制を拡充していく【6-2-1 13頁】。 ③外国人留学生の学習支援体制として、さらにチューター制度およびSA(スチューデント・アシスタント)の導入について検討する【6-2-1 13頁】。 1学期ないし1年間留学する外国人留学生受入れ推進のため、英語で授業をおこなう法律専門科目(日本法分野)の拡充を目指す</p>	<p>6-2-1「2015年度法学部教育・研究に関する長・中期計画書」 6-2-3 異動者一覧表(2013年度・2014年度) 6-2-4「2014年度法学部シラバス」 6-2-5「障がいをもつ学生への協力について/ノートテイカーの募集について」のチラシ 6-2-6「障がい学生学習支援懇談会」記録 6-2-7「南保勝美: 障害学生支援の現状と課題」(明大専教連会報第104号 [2013年1月]) 6-2-8「2013年度 法学部グローバル人材育成のためのワーキンググループ」記録</p>

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第6章 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

		<p>ラシー担当教員等、2年次は教養基礎演習／プロゼミ担当教員、3・4年次は専門演習指導教員)による面談と指導を実施。その面談結果を「大学生生活・学習状況振り返りシート」として集計している。</p> <p>②2011年度から2014年度(2015年3月卒業)まで視覚障がい者(全盲)1名、聴覚障がい者(ろう)1名の計2名が在籍していたことから、学部として次のような支援を行ってきた【6-2-1 13頁,6-2-7 34-35頁】――</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼任を含む教員全員に上記の障がいのある学生が在籍していることを通知し、授業の行い方などに関してさまざまな協力を依頼した【6-2-5】。 ・一般学生にも可能な限り障がいのある学生の手助けをしてくれるように呼び掛けた【6-2-5】。 ・障がい学生学習支援懇談会(教務事務室主催)が開催され、法学部学生と教員、職員が出席した。障がい学生自身から2014年度を通しての感想、それに基づく要望を聴取した【6-2-6】。 ・全学的な支援体制の整備を学部として要望していたが、その結果、2013年度に教務事務室内に「障がい学生学習支援チーム」が編成され、成果が上がっている。 <p>③外国人留学生に対して、2003年度からTA制度による学習支援を実施している【6-2-1 11頁】。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学部グローバル人材育成のためのワーキンググループにおいて、留学生の関心が高いと思われる分野(国際法、国際私法、知的財産法、経済法、法社会学など)を中心に、現状から20単位増を目標に、英語による授業を増やす必要があることを確認し、その目的・手段について検討した【6-2-1 8頁,6-2-8】。 <p>④2013・2014年度の新入生にアンケートを行い、学生が法学部に何を求めて入学したのか、という学生のニーズについて調査した。その結果を年度計画に反映することで、PDCAサイクルに基づく組織的な取り組みに活用している【6-2-1 1頁】。</p>	でも入学後、速やかに支援を開始することが可能になったと考えられる。				【6-2-1 8頁】。		
(2)進路支援に関する方針を定め、学生への支援は適切に行われているか。									
a	<p>●進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】</p>	<p>①本学部の進路支援方針は、「法学部教育・研究に関する長・中期計画書」に「キャリア・プランニングへの支援とケア」と定めている【6-2-1 12-13頁】。</p> <p>②これは学部内に設置した自己点検・評価委員会、カリキュラム運営専門部会、人事計画委員会等、各種委員会の答申を年度計画に反映した後、教授会にて審議・承認されており、教職員共に共有されている【6-2-1 12-13頁】。</p> <p>③この方針は明治大学のホームページにも掲載され、学生に対しても公表されている【6-2-9】。</p>						<p>6-2-1「2015年度法学部教育・研究に関する長・中期計画書」 6-2-9 明治大学ホームページ「2014年度法学部就職情報」 http://www.meiji.ac.jp/hogaku/employment/index.html</p>	

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第6章 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

<p>b ◎学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。 【約400字～800字】</p>	<p>①就職支援 ○ゼミ 2010年度入学者から3年次・4年次の専門演習を必修化し、ゼミの担当教員及びゼミOB・OGが中心になって3年次と4年次の学生に就職支援を行っている。 ○「就職懇談会」 2004年度から3・4年次生を対象に、内定を得た本学部4年生によるエントリーの書き方や面接指導（模擬面接）といった実践的指導といった機会を実施し、2008年度からは、法学会主催で継続している【6-2-1 12頁】。 ○資格教育の強化 ・「登記・供託法」をビジネスローコースの選択必修科目に盛り込んだ【6-2-4】。 ・本学出身の司法書士による講演会を主催している【6-2-1 9頁】。 ・2008年度より「司法書士試験対策入門講座」を春休みに行っている【6-2-1 9頁,6-2-13】。 ・2013年度から「土地家屋調査士試験対策講座」を実施し、2014年度から学部間共通総合講座として開講、学生の選択の可能性を一層広げている【6-2-1 12頁】。 ・2014年度からは、従来の「法科大学院進学特別講座」の内容を改め、「司法試験対策講座」を年2回開催し、きめ細かな指導を行っている【6-2-1 6,12頁 6-2-15】。 ・2004年度から、国家公務員総合職試験、司法書士試験、公認会計士試験などの難関試験合格者に合格した学生を学部長が表彰している【6-2-10】。 ・資格試験受験料・対策講座受講料の助成 2013年度から実習料により、各種資格・検定試験（語学検定、簿記、行政書士など）受験者と対策講座（公務員入門、知的財産技能検定など）受講者に助成をはじめた。なお、2014年度は、176名に助成した。 ②キャリア形成 ○法学部の科目である「現代法入門」において、法学部教員と法実務に携わっている方々の講演を交えながら、法とは何か、法律学の技法等を理解することを目的とした科目を設置し、将来像を描く一助としている。 ○「法学部インターンシップ・プログラム」【6-2-11,6-2-12】 2006年度より学部独自のインターンシップ制度を、夏期休暇期間中に実施している。企業の法務部や司法書士事務所において法律関連業務のインターンシップを行うプログラムを実施しており、2014年度はのべ14名（実人数11名）の応募があり、6名が実習に参加した。法学部の学生のみを対象としたプログラムによる就職体験は、将来、企業の法務部や法務関連部署への就職を希望している学生や司法書士を目指す学生にとって、きわめて有意義なプログラムとなっている。 ○最高裁判所見学と裁判傍聴【6-2-14】 ・法学会による、最高裁判所の施設見学をとおして、日本の司法の歴史に触れ、学習意欲の昂揚を目指した。 ・裁判傍聴では、法律の実務の様子を見学することで、より法律科目への学習意欲の昂揚をねらった。 ③奨学金 法学部では、明治大学法学部の在学生在で次年度から明治大学法科大学院に入学する者に対し、修学の利便を図ることを目的として野田孝明奨学金を設置しており、本学法科大学院への進学を奨励している。なお2013年度より採用期間の延長、2014年度より未修コースへの拡大など、実際の状況を踏まえてより良い運用を目指している【6-2-1：13頁】。 ④検証 ○2013・2014年度の新生入生にアンケートを行い、学生が法学部にどんな進路支援を求めて入学したのか、という学生のニーズについて調査した。その結果を年度計画に反映することで、PDCAサイクルにもとづく組織的な取り組みに活用している【6-2-1 1頁】。</p>	<p>「インターンシップ」については、学生が教室での学習が机上の空論ではなく、実際に社会で生きていることを実体験をとおして認識することで、これまでの学習で手薄だった要素を確認することができ、その後の勉強の方向性を修正し、質を向上させることも可能となっている【6-2-1 12頁,6-2-16】。 「司法試験対策講座」は、法科大学院への進学だけを目的とする内容ではなく、予備試験対策も視野に入れた内容となっている。新規プログラムとして予備試験合格者による予備試験対策、弁護士によるステートメントを加えた。2014年度司法試験対策講座受講者からの法科大学院合格者は4名いる（※法科大学院合格者数は自己申告分のみ把握）。</p>	<p>①就職支援 ・1・2年生という早い段階から将来の進路について考えさせる企画が少ない。 ・もっと多くの資格試験について対策講座の開講が望まれている。 ②キャリア形成 学部独自のインターンシップ制度は、「法律関連業務」で実施できることが最大の特徴だが、受入機関が十分ではなく、参加者も少ない状況が続いている。 ③奨学金 今日における社会情勢や東日本大震災等も関連し、全学における奨学金制度の充実と改善が進められている。学部においても、このような方向を見据えながら、制度を本来の運用趣旨にあわせて見直す必要がある【6-2-1 13頁】。</p>	<p>②キャリア形成 全学版インターンシップの利用や単位化など、今後のインターンシップのあり方を検討する。</p>	<p>①就職支援 ・1・2年生を対象とする会社経営者等（法学部OB・OG）による講演会やシンポジウム、裁判所事務官を志望する者を対象とする講演会等を開催し、学生が早い段階から将来に向けた準備を整える手助けをしていく【6-2-1 12頁】。 ・対策講座をさらに拡張し、「行政書士」、「弁理士」試験等に関しても同様のサービスを行うことを検討している【6-2-1 9頁】。 ②キャリア形成 インターンシップ・プログラムの受け入れ企業・組織のさらなる拡充を目指す【6-2-1 12-13頁】。 ③奨学金 一般試験における得点と入学後の成績に相関関係がみられないことから、特奨生のように入学時の成績優秀者に対して学費免除を行う根拠に疑問が提起されている。このことを契機として、経済的負担の大きい地方からの学生の入学後の努力が報われるような有効な奨学金のあり方を検討する。また、学部独自の奨学金制度の創設・拡充に努める【6-2-1 13頁】。</p>	<p>6-2-1「2015年度 法学部教育・研究に関する長・中期計画書」 6-2-4「2014年度 法学部シラバス」 6-2-10「2014年度 法学部学部長表彰について」 6-2-11「2014年度 法学部インターンシップ募集」要項 6-2-12「2014年度 法学部インターンシップ運営専門部会」記録(メモ) 6-2-13「2014年度法学部主催司法書士対策入門講座募集」,「実施報告書」 6-2-14「最高裁判所見学と裁判傍聴について」(法学会) 6-2-15「2014年度法学部主催司法試験対策講座募集」,「実施報告書」 6-2-16「2014年度法学部インターンシップ実習学生候補者について(報告)(2014年7月31日教授会資料)」</p>
--	---	---	--	---	---	--

2014年度法学部 自己点検・評価報告書

第10章 内部質保証

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>						
<p>(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか</p>						
<p>a ◎自己点検・評価を定期的実施し、公表していること。 【約400字】</p>	<p>法学部における自己点検・評価は、学部内に設置された「法学部自己点検・評価委員会」によって毎年行われている。本委員会は、学部長指名による委員長・副委員長各1名のほか、教務主任2名、学部長指名による委員3名、計7名で構成されている【10-2-1】。 内部質保証システムの検証・評価に関しては、可能な限り具体的に明確な根拠を示し、客観的に検証することを目標としている。そのため、構成メンバーには他大学出身あるいは他大学での教育経験を有する教員(計5名)を加えることにより、外部的な視点を加えた客観的な評価が可能となるよう配慮している。また、教務主任2名を加えることによって評価結果が学部改善に具体的に反映される体制を構築している。 自己点検・自己評価報告書の作成手順として、例年4月ないし5月に委員会を開催し、点検項目の検討課題について審議し、分担執筆によって原案を作成する【10-2-2】。その原案を執行部会議に示し、執行部による年度計画書作成に反映できるようにしている。その後、再度委員会を開催し、修正案を作成し、全学の手続きを経てホームページに公開している。 2013年度法学部自己点検・評価報告書はホームページで公表している【10-2-3】。 自己点検・評価にあたり、4月5日の新入生総合ガイダンスで実施した「新入生アンケート」の集計結果【10-2-4】を学部執行部で集計し、法学部生が求める教育内容や資格サポートを検討する際の資料としている。</p>	<p>学部内における自己点検・評価を定期的実施することが定着してきている。自己点検・評価を担当していない教員へは、本資料を教授会審議事項となっているため、学部の現状や問題点を認識しており、これにより、教育の内部質保証等は着実に反映されている。</p>		<p>各種資料のより効率的・効果的な収集の手順を確立する。</p>		<p>10-2-1 2014年度法学部各種委員等一覧表 10-2-2 法学部自己点検・評価委員会記録(第1回2014年5月22日) 10-2-3 明治大学ホームページ[2013年度法学部自己点検・評価報告書] http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/self/2013/2.html 10-2-4 2014法学部新入生アンケート集計結果</p>
<p>(2)内部質保証システムに関するシステムを整備し、適切に機能させているか</p>						
<p>a ●内部質保証の方針と手続を明確にしていること。 ●内部質保証をつかさどる諸組織(評価結果を改善)を整備していること ●自己点検・評価の結果が改革・改善につながっていること ●学外者の意見を取り入れていること ●文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること 【800字～1000字程度】</p>	<p>法学部の内部質保証の基本方針は、全学の方針に従い「自己点検・評価委員会」を主体として、毎年、報告書を作成するとともに、その結果を学部執行部・各種委員会・教授会にフィードバックすることにより、教育・研究の改善を図っている【10-2-2】。 自己点検・評価結果については、執行部が確認し、改善内容について執行部が学部各種委員会(カリキュラム運営専門部会・人事計画委員会、入試制度検討専門部会等)に諮問し、その答申結果を教授会の議をへて年度計画に反映することによって、学部全体としての内部質保証のシステムを構築している。 学部内の組織等については学部執行部が、教育内容についてはカリキュラム運営専門部会が中心となり、随時問題点の発見・改善に努めることでPDCAサイクルを形成している。 学部外からの意見については、「授業内容の改訂」には直結していないが法学部生主体の法学会主催で10月20～22日の3日間に渡り実施した「法科大学院長、大学院法学研究科長、法学部長による座談会【10-2-3】において、学生の意見を聞きつつ、学部・大学院連携における問題点や改善を共有し、意見交換をした。なお、これらのイベントは、2014年度は法学会主催で実施したが、2013年度は法学部主催で実施した。 また、学外からの意見については、父母会における相談、法学部インターンシップ運営専門部会における協力企業担当者との意見交換等をととして質保証の参考としている。</p>	<p>国際化への対応は年々増しており、カリキュラム改革も随時検討している。 法学研究科ならびに法科大学院執行部との意見交換の機会が増したことにより、法学全体の底上げに寄与している。</p>		<p>改善の効果を定量的に評価する手法を開発し、改善のためのインセンティブを高める。</p>		<p>10-2-2 法学部自己点検・評価委員会記録第1回(2014年5月22日) 10-2-3 「法科大学院長、大学院法学研究科長、法学部長による座談会(集まれ!進路の迷える子羊たち!)」</p>